

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 4 月 12 日現在

機関番号： 14101
 研究種目： 若手研究（B）
 研究期間： 2011～2012
 課題番号： 23730087
 研究課題名（和文） 契約不履行に基づく損害賠償における原理と体系
 研究課題名（英文） Theory of damages for breach of contract

研究代表者

白石 友行（SHIRAIISHI TOMOYUKI）
 三重大学・人文学部・准教授
 研究者番号：00571548

研究成果の概要（和文）：本研究は、契約不履行に基づく損害賠償について、賠償モデル・履行モデルという2つの理論枠組みを分析視角として設定し、これらのモデルを用いて契約不履行に基づく損害賠償に関わる実定法及び学理的議論を分析した後、各モデルの実践的意義及びその背景を探求しながら、前提となるモデルが契約不履行法、民事責任法、及びそれらの体系化にどのような影響をもたらすのかを考察して、契約不履行に基づく損害賠償を実現されなかった契約（債権）の履行を確保するための制度として捉えるモデル＝履行モデルを現在の法の解釈、そして、制度設計の枠組みとして提示するものである。

研究成果の概要（英文）：Today, in Japan, damages for breach of contract are interpreted as the way to repair the damages for non-performance (Reparation model). However, it is not necessary to understand damages for breach of contract in logic of reparation. It is possible to interpret that damages for breach of contract are system securing performance of contract or credit (Performance model). Argument from idea of performance is useful viewpoint that can not only make a theory about various problems of damages, but also systematize non-performance of contract and civil liability.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	1,100,000	330,000	1,430,000

研究分野：民法

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民法、契約法、契約不履行法、契約不履行に基づく損害賠償

1. 研究開始当初の背景

(1) 従来、契約不履行に基づく損害賠償については、不法行為に基づく損害賠償との共通性に着目する伝統的理論と、合意を基点に据えた理論との間で、議論が展開されてきた。もっとも、いずれの立場も、契約不履行に基づく損害賠償を、不履行によって生じた損害を賠償するための制度として捉え、賠償の論理の中で把握しようとする点において、共通している。しかし、このように賠償という考え方を所与の前提としてアプローチが試み

られてきた結果、契約不履行に基づく損害賠償、あるいは、より広く、契約不履行法・民事責任法の様々な場面で、克服することのできない様々な理論的・実際的問題が生じてしまっていた。

(2) これらの問題を生じさせている原因は、契約不履行に基づく損害賠償を、不履行によって生じた損害を賠償するための制度として捉える考え方＝賠償モデルにあるものと見ることができる。従って、賠償モデルを相

対化した上で、契約の特性を反映させた考え
方、つまり、実現されなかった契約（債権）
の履行を確保するための制度として捉える
モデル＝履行モデルを構築し、これら2つの
モデルを用いて、契約不履行に基づく損害賠
償の議論へとアプローチしていく必要があ
ると考えられる。

2. 研究の目的

(1) 契約不履行に基づく損害賠償の理論枠組
み（賠償モデル・履行モデル）という視点か
ら、「契約責任」論、契約不履行法を検討し、
その成果を契約法、民事責任法の基礎理論と
接合することが本研究の最終的な目的であ
る。

(2) より具体的に言えば、本研究は、①契約
不履行に基づく損害賠償について2つのあり
うる理論モデル（賠償モデル・履行モデル）
を明確に提示すること、②2つの理論モデル
を用いて契約不履行に基づく損害賠償に関
わる実定法及び学理的議論を分析すること、
③2つの理論モデルの実践的・思想的・社会
的背景を探求すること、④契約不履行に基
づく損害賠償に関する2つの理論モデルと契
約不履行法及び民事責任法との影響関係を
解明すること、⑤これらの検討成果を踏まえ
、従来の議論＝賠償モデルに内在する理論
的・体系的・実際の諸問題を明らかにする一
方、履行モデルを解釈論・立法論のための
枠組みとして提示することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、主として、フランス法（及び、
一部ヨーロッパ法）との比較検討を行い、そ
の成果を基礎として、日本法の下での解釈論
及び制度設計論を提示するものである。これ
は、フランスにおいては、契約不履行に基
づく損害賠償の性質をめぐって多くの議論が
積み重ねられているため、フランスの議論を
実践的・社会的背景を含めて検討し、そこ
から日本法を分析するためのモデル及び視
点を抽出し、日本の議論を相対化することが
有益であると考えられるからである。

4. 研究成果

本研究の成果を、2(2)の検討課題に即
した形で要約する。

(1) 従来の議論においては、契約不履行に
基づく損害賠償の根拠を債務者の過失によ
って説明するものと合意の拘束力から捉え
るものが存在した。前者は、不履行による
損害賠償と不法行為による損害賠償に共
通の原理として過失責任を設定し、帰責事
由を債務者の故意・過失と定式化する理解
である。この見方によると、債務者は、債
務を履行しな

かったことよりも過失を犯したことを理由
に損害賠償を義務付けられる。これに対し
、後者は、合意の拘束力を出発点とし、契
約違反の中に損害賠償の根拠を求める。こ
の考え方は、債務を履行しなかったこと自
身に帰責の点で意味を持たせる議論であ
る。

もっとも、損害賠償の根拠を合意から捉
えるとしても、2つの異なる説明が存在し
うる。まず、合意を守るべきなのにそうし
なかつたのだから損害賠償の支払いを義務
付けられるとの説明である。この理解は、
合意を守らなかつたという違反のレベル
で問題を捉え、そこに帰責の根拠を見る
ものであり、契約違反を帰責事由として
債務者への損害賠償転嫁を説明する手法
である。ここでは、契約とは別の存在であ
る損害賠償を債務者に転嫁するとの思考
が前提とされている。次に、合意したこと
自体を損害賠償の根拠とする説明である。
債務者は、契約締結により、債務の履行
がなされなかつた場合に金銭で合意を実
現することまで約束していると理解する
のである。これは、損害賠償責任を合意
の効力自体として把握するものと言え
る。

債務者の過失や合意違反に損害賠償の基
礎を求める見方は、損害賠償を不履行に
よって生じた損害を賠償するための制度
と捉え、損害賠償が本来的債務とは法的
に別の存在として位置付けられることを
前提とする。不履行により債権者に損
害が生じたときには債務者に賠償を命ず
る必要があるが、債務者は合意により
現実履行を義務付けられているだけだ
から、それとは別に損害賠償が課せら
れることを説明しなければならない。そ
の説明が過失や合意違反である。これ
は、不法行為法で過失を根拠に損害賠
償義務が発生するように、債務不履行
の領域でも過失や合意違反を理由とし
て損害賠償責任が課せられると考える
ものであり、賠償の論理に依拠してい
る（賠償モデル）。

他方、合意自体の中に損害賠償の基礎
を求める考え方を法理論に反映させると
、損害賠償は合意（債務）と法的に区
別されないから、賠償の論理に依拠し
てこれを債務者に課するための要素を
合意とは別に観念する必要はない。債
務者は、一定の債務を負担した以上、
その実現手段としての損害賠償を義務
付けられると言うだけで十分である。こ
れは、損害賠償を、実現されなかつた
債務の履行を金銭によって実現する制
度として、履行の論理の中に組み込む
考え方である（履行モデル）（以上、①）。

(2) これらのモデルを用いると、従来の
議論を新たな視点から捉えることができ
る。賠償・履行という視点は、契約不
履行に基づく損害賠償へのアプローチ
に大きな影響を及ぼすのである。そし
て、従来の議論を賠償と

いう視点からモデル化しその問題点を浮かび上がらせることを前提に、履行という視点を基礎に据えたモデルを構想することは、実務で意味を持つ判例の解決を無理なく説明しつつ、理論的に一貫性のある枠組みを構築することにもなる。

第1に、帰責事由の問題について。賠償モデルの下では、契約とは別の存在である損害賠償を債務者に課するための要素が必要となる。従来の議論は、債務者の過失や約束違反を観念することで帰責の枠組みを用意したものと見ることができる。他方、履行モデルを基礎とする場合には帰責のための要素を観念する必要はない。債権者が期待した履行を得られなかった場合には、契約を締結したこと自体により、代替手段としての損害賠償を利用する可能性が開かれるからである。ここでは、不履行と履行の限界からなる要件枠組みを設定すれば十分なのである。

第2に、損害賠償請求権の性質について。伝統的理解は、損害賠償が本来的債権と同一性を持つとし、そこから損害賠償請求権の消滅時効の問題等を規律した。しかし、この議論は前提との間で論理的な齟齬を来している。損害賠償が債務者の帰責事由を根拠に課される存在であるならば、それは本来的債務とは別の存在とならざるをえないからである。他方、損害賠償を履行のための手段と見ると、不履行の場合にも契約債務は存続し、債権者に対しその実現手段としての損害賠償を利用する可能性が与えられるだけとの見方が描かれる。ここでの損害賠償は、契約債権の実現という目的を達成するための手段であるから、契約債権から離れて独自の意味付けを与えられることはない。例えば、契約債権が時効により消滅すればその実現手段としての損害賠償を請求することはできないし、損害賠償を請求することができるのも履行請求が可能に間に限られる。また、履行が全くなされていない状況で、債権者が債務の存在を証明すれば損害賠償の存在が基礎付けられるから、それを免れようとする債務者が履行したことや履行の限界事由を証明しなければならない。これらの解決は、判例が損害賠償と本来的債権の同一性という命題によって実現しようとした帰結と同じである。判例は、学説とは異なり、同一性を損害賠償の属性として捉えており、解決の背後に履行の実現という視点を有しているように見える。履行モデルは、損害賠償の性質に関わる判例の正当化モデルとなりうるのである。

第3に、損害賠償の対象について。従来の議論では、賠償の論理を前提に、その要件として損害が必要であり、この損害は、債務不履行がなければ存在したであろう状態と現在の状態との差や不利益な事実等と捉えら

れてきた。これらの理解は不法行為法と共通である。しかし、損害が、2つの損害賠償で同じように確定されるべきなのかについては検討の余地がある。現実には発生した損害の填補という民事責任の視点を強調すると、利益の探求という契約の視点を考慮して損害賠償の可否を判断しえなくなるからである。もっとも、賠償・履行という枠組みの論理だけに依拠して判断することもできない。履行モデルの場合、損害賠償が履行請求と同視されるなら損害賠償の場面でも損害要件は不要になるとの見方も提示されるが、この理解によると、損害賠償が契約実現手段として捉えられているのに、契約利益の不実現を確認することなく損害賠償の付与が決定されることになってしまう。履行モデルでも、損害は、契約目的の不実現を確認する要件として重要な意味を持つ。これらの理解からは、損害賠償の対象は、契約により実現が予定されたが実際には実現されなかった利益として定式化される。そして、その有無は、契約が正確に履行されていればそうであったであろう状態と現実の状態とを比較することによって評価される。これにより、契約利益の実現という視点から損害賠償請求の可否を明確に跡付けることが可能となる。

第4に、損害賠償の範囲について。賠償の論理によると、要件を充足する限り不履行によって生じた損害の全てが賠償の対象とされる。賠償範囲を制限することも可能だが、これは賠償の論理から導かれる帰結ではなく、一定の考慮から外在的に制約を加えるものと位置付けられる。また、賠償範囲制限のためのルールは一義的に決まるわけではない。従って、賠償モデルでは、完全賠償原則への立ち位置、制限賠償原則の基礎付け、制限賠償原則のルールの正当化、2つの損害賠償における相違という4つの問題に説明を求められる。しかし、賠償という視点を入れた場合に得られる上記の検討課題につき理論的な解答はほとんど与えられていない。まず、日本では要件上の制約を受けない概念として完全賠償が理解され、制限賠償が完全賠償を超える原則性を獲得することになるため、制限賠償を基礎付けるという視点が希薄である。しかし、賠償範囲を限定すべきだとしても、価値判断だけでは要件上の調整ではなく効果の段階で賠償範囲を制限する規範の理由付けとして十分ではない。次に、416条のルールの意味を問う必要があるが、保護範囲確定が裁判官の政策的価値判断により行われることを強調する程その説明が難しくなるし、契約利益説でも、契約利益に関わらない損害の賠償を予見可能性によって説明しうるかには疑問が残る。更に、賠償モデルの下では、不履行によって生じた損害である限りその全てが賠償の対象になる、一定のル

ールによりそれを制限するという判断構造が必然的にその基礎とされる。この構造自体は同じ賠償の論理に基礎を置く不法行為法と共通するはずだから、この理解では、民法が不履行による損害賠償についてのみ賠償範囲確定ルールを設けた理由を理解することができない。他方、履行モデルからは、民法の規範に明確な意義が与えられる。まず、この立場では、完全賠償・制限賠償という図式や4つの検討課題が意味を失う。次に、民法416条は、契約が完全に履行された場合を金銭によって表現する完全履行原則の規範と位置付けられ、こうした視点から同条を基礎付けることができるのである(以上、②)。

(3)日本の民法における不履行に基づく損害賠償は、19世紀末以前のフランス法上の議論に即する形で、少なくともその総論的なビジョンとしては、明確に、先存する債権の効力、つまり、債権の実現を確保するための制度として構想されていた。確かに、民法の起草過程における議論を精査すると、効果のレベルの議論では、賠償と履行という2つの視点が混在しているように見受けられるが、同時に、そこでは、賠償の論理と民法の体系や条文との間に論理的な不整合が存在することも認識されていた。従って、このような債務不履行規定の成立過程からすれば、賠償モデルの中に、(1)で触れたような理論的諸問題が内在されていることは必然であったと言える。また、起草過程における議論の論理的な不明瞭さを克服するために、履行モデルを基礎に議論を再構築することは十分に可能であるし、更に言えば、この試みは必要不可欠であるとさえ思われる。

ところが、民法施行後、フランスにおいても、日本においても、次第に、上記のような構想が忘れ去られ、賠償の論理に依拠した考え方が支配的となっていく。

フランスにおける履行モデルから賠償モデルへの転換の背景には、何よりも、19世紀末から20世紀初頭にかけてのフランスの政治的・社会的・思想的状況があった。とりわけ、第二帝政下での産業の飛躍的な発展、それに伴う人間の姿の見えにくい事故の増加が、個人にそれまでとは異なる新たな問題を生じさせ、第三共和政の成立を1つの契機とした連帯思想の展開、社会への関心の高まり、社会学の誕生が、こうした問題を共和国全体の問題として捉える枠組み＝賠償モデルの形成を促進したのであった。また、そこには、当時のフランス民法学の学理的な傾向も作用していた。19世紀の間に積み重ねられてきた比較法、特に、ドイツ法学への関心とその研究成果が、賠償モデルの原型を生み出す一方、そこに、民法典における不法行為法の欠陥、その修正原理としてのリスクの理論に対

する敵対心が重なり合い、被害者により良い補償を提供するための手段として、契約不履行に基づく損害賠償の賠償化＝賠償モデルが選択されたのである。しかし、フォートに基づかない不法行為責任の原理が誕生し、補償に関する特別ルールが制定されるに至った今日、フランス型の賠償モデルは、必ずしも被害者により良い補償を提供するための唯一の手段ではなくなっている。そればかりか、フランスの賠償モデルは、民事責任法の混乱を生み出す最も大きな原因にもなっている。

日本における履行モデルから賠償モデルへの転換は、フランスのように、何らかの思想的・社会的背景に導かれたものでも、不法行為法の欠陥を補うためになされたものでもなかった。とはいえ、1960年代以降、日本でも、賠償モデルが被害者により良い補償を提供するための手段として利用されることになる。安全配慮義務の判例法理や統一的保護関係理論に代表される契約責任の拡張理論がその代表である。もっとも、これらの議論で念頭に置かれていたより良い補償の提供という目的は、契約不履行に基づく損害賠償の賠償化によらなければ実現しえないものではない。また、安全配慮義務論の中に典型的な形で見られるように、契約と結び付けることなく、契約不履行に基づく損害賠償の基礎となる義務及び不履行の範囲を増大させた結果、2つの損害賠償制度の一元化・融合化という事態も生じた。そうすると、実際の視点から見れば、賠償モデルは、その目的を実現しうる唯一の手段ではないという意味で解釈論的有用性を持たないだけでなく、民法の体系を覆し、契約不履行に基づく損害賠償の独自性を消滅させてしまうという意味では、有害なモデルでさえあると言える。こうした状況下において、履行モデルは、契約不履行に基づく損害賠償の領域を契約利益の実現によって画し、今日においてもなお有用性を持ちうる判例法理の解決だけを正当化するためのモデルとなりうる(以上、③)。

(4)本研究が提示する契約不履行に基づく損害賠償に関する2つのモデルは、契約不履行法や民事責任法との関係でも意味を持つ。

まず、不履行法との関連では、損害賠償と不履行に対する他の救済方法との関係を問うことが有益である。ここでは、損害賠償と履行請求との関係のみを挙げる。判例は、債務が履行不能になるか、契約が解除されない限り、あるいは、債権者が相当期間を定めて催告しその期間内に履行がなされない場合でなければ、填補賠償を請求することができないとする。しかし、賠償モデル下の損害賠償は要件充足時に発生するはずだから、要件

を充足しながら上記の事情まで損害賠償が発生しないとする理由はない。従って、履行請求の優越性を確保し、この帰結を正当化するには、確定的不履行までは填補賠償請求の行使に制約が課せられるとの構成を採用せざるをえない。ところで、この理解は、履行請求と損害賠償請求の併存を認めるから、両者の法的結合関係を排除している。他方、賠償モデル下の損害賠償の目的は、不履行によって生じた損害を賠償することにあるため、本来の債権の目的とは異なる。これらの前提においては、債権者が現実履行を選択したときに併存する損害賠償がどう扱われるのか、債権者が填補賠償を選択したときに本来の債権がどう扱われるのかという理論的な問題が生じてしまう。従って、履行請求と損害賠償請求の併存を認めその関係を理論的に調整するには、両者を同じ性質・目的を持つ手段として位置付けることが必要となる。両者ともに不履行の救済と位置付ける形もあるが、現実履行を債権の効力と把握する構想を維持した上で、損害賠償を履行手段と把握することで2つの関係を整理することもできる。履行モデルを前提に、債権者は、合意・債権の効力として、現実の履行を請求することも損害賠償を請求することもできると見るのである。この理解に対しては、現実履行の優越性を認めないと契約の拘束力が侵害されとの批判も提起されうる。しかし、履行モデルの下では、損害賠償によって契約の実現を確保すること自体、契約の拘束力を尊重するためと言えるのである。

次に、責任法との関連では、不履行による損害賠償の領域画定問題が重要である。これは契約の構想に大きく規定されるので、ここでは、各モデルの領域画定メカニズムを問う。賠償モデルの場合、損害賠償請求を認めるためには有責な不履行によって損害が発生したことが必要となる。ただし、伝統的には不履行以外の要素につき2つの損害賠償で相違は説かれていないから、不履行が認定されればあとは不法行為法と同じプロセスを辿ることで不履行による損害賠償の肯否を決定することになる。つまり、賠償モデルの論理構造では、不履行の存在が認められれば、当該ケースを不履行による損害賠償の領域に含めることができる。契約責任の拡張を支えてきたのは、こうした賠償モデルの論理構造であった。ところで、日本の議論で義務の増大と結び付いたのは、契約とある法律関係に基づく特別な社会的接触の関係である。契約と結び付けることなく不履行の前提となる債務の範囲を増大させる手法は、契約という枠の制御を受けることなく債務を拡大することを意味する。しかし、この見方は2つの損害賠償の流動化へと繋がる。ある法律関係に基づく特別な社会的接触の関係には契約

的要素と社会的要素が含まれているから、そこから生ずる債務、当該債務の不履行による損害賠償は、典型的な契約不履行による損害賠償とも不法行為による損害賠償とも言えない性質を帯びる。ここで、2つの損害賠償の中間領域、規範統合、制度的統一の構想が生まれる。つまり、責任原因である不履行の前提概念の捉え方が流動的であるため、その違反による損害賠償の性質も流動的になるのである。また、この議論は、2つの損害賠償が同一の性質と機能を持ち、2つの類型が大きな意味を持たないと認識を前提としていることにも留意が必要である。他方、履行モデルによると、損害賠償の充足対象は契約で予定されたが実現されなかった利益によって画されるので、損害賠償をそれ以外の損害を賠償するために用いることはできない。契約当事者の生命・身体の問題を見ると、生命・身体の問題が当事者の合意や類型判断により契約の中で予定されている場合、それは不履行による損害賠償の対象となるが、そうでない限り不法行為法の領域に属する。また、この理解は、契約債務や義務の捉え方にも反映する。履行モデルは、債権者が契約で獲得しようとした利益が実現されているかという点を決定的なものとする。従って、当事者間において、契約利益の実現に向けた様々な債務が課されることは否定されない。しかし、契約利益の実現に関わらない拘束は、契約当事者が負うものであっても不履行判断の基礎となる契約債務ではない。そもそも、契約利益の中身に直接関わらない義務は、社会生活上の一般的要求が当該契約や契約類型との関連で具体化されたものに過ぎないと見ることができる。例えば、貸金業者の取引履歴開示義務に関する判例等はこの視点から正当化しうるのである（以上、④）。

(5) 以上のように、履行モデルによれば、賠償モデルの諸問題を克服し、民法の体系に適合的で、判例の解決を無理なく説明しつつ、理論的に一貫性のある枠組みを構築することができるし、契約が問題となる場面では、その特性を考慮に入れた理論を提供することができる。また、こうした見方は、契約不履行法、契約法、民事責任法の体系化に向けた有用な視座ともなりうるのである。

また、現在の民法の解釈論というレベルで見た場合、契約不履行に基づく損害賠償に関する2つのモデルは、その体系的有用性という点から、以下のように評価することができる。不履行に基づく損害賠償を賠償の論理で捉え、その根拠を債務者の故意・過失に求める立場によると、損害賠償の射程は、契約から生じた債務のみならず、あらゆる債務の不履行に及ぶ。しかし、賠償モデルを前提に損害賠償が債権総則上の制度であることを強

調すると、不履行による損害賠償は不法行為による損害賠償へと接近・融合してしまう。他方、合意に対する違反に損害賠償の根拠を求めると、その射程は、合意から生じた債務の不履行に限定される。従って、それ以外の原因を持つ債務の不履行については別の根拠を用意しておく必要がある。また、問題を契約に限定しても、合意という視点のみから全てのケースを説得的に説明しうるかには疑問が残る。合意への違反等、当事者の主体的な要素を問題にする賠償モデルの下では、合意を根拠とする損害賠償の論理をこうした主体的契機が存在しない合意以外の不履行の場面に及ぼすことはできないのである。これに対して、当事者の主体的な契機を問題としないタイプの履行モデルによれば、合意に関して展開された議論を債務不履行一般へと拡大することができる。損害賠償は、契約から発生したものであるかどうかを問わず、債務が正確に履行されなかった場合に債権者が債務の履行を通じて獲得していたであろう利益を金銭で実現するための制度として定式化されるのである。合意は、利益の有無や範囲を判断する場面では重要な意味を持つが、債務者が損害賠償の支払いを義務付けられる根拠を説明するわけではない。債権は履行されるべきとの理解を出発点にすれば、契約の拘束力を債権の拘束力として構成することは十分に可能である。要するに、履行モデルは、現行民法の解釈枠組みとして、体系的な有用性をも保持しているのである。

最後に、制度設計ないし立法論のレベルで見た場合、契約不履行に基づく損害賠償に関する2つのモデルは、以下のような意味を持つ。まず、賠償モデルからは、フランスにおける諸立法提案のように、契約不履行に基づく損害賠償と不法行為に基づく損害賠償を民事責任法の中に統合する方向性が浮かび上がってくる。しかし、これによれば、契約不履行に基づく損害賠償が契約不履行法・契約法から切り離され、その特殊性が失われる。次に、賠償の論理を基礎としつつ、あくまでも2つの損害賠償を切り離して扱うという方法も考えられるが、この場合には、現行民法や判例法理との連続性が失われるし、これを確保しようとするれば、基礎となる理論枠組みとの論理的な不整合を生じさせることになる。他方、契約を考慮に入れつつ不履行に基づく損害賠償を賠償の論理で捉えることも可能であるが、これは、契約の実現という視点に賠償という異質な原理を組み合わせるものであるため、制度の基礎付けのレベルにおいて大きな問題が生ずる。また、契約以外を発生原因とする債務の不履行に基づく損害賠償について、別の原理・制度を予定せざるをえなくなる。これに対して、履行モデル

によれば、日本の民法・実定法との連続性を確保しつつ、しかも、契約の特殊性の考慮と債権全体への包括性という、相反するような2つの要請を同時に充足しながら、不履行に基づく損害賠償の制度を構築することが可能となるのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計10件)

- (1) 白石友行、契約不履行に基づく損害賠償の理論、私法、75号、2013、165-172、査読なし
- (2) 白石友行、契約不履行に基づく損害賠償の解釈枠組み(2・完)、法経論叢、30巻2号、2013、121-144、査読なし
- (3) 白石友行、契約不履行に基づく損害賠償における「賠償」と「履行」の背景(1)——フランス法——、法経論叢、30巻2号、2013、93-120、査読なし
- (4) 白石友行、契約不履行に基づく損害賠償の解釈枠組み(1)、法経論叢、30巻1号、2012、77-101、査読なし
- (5) 白石友行、契約不履行に基づく損害賠償と契約(債権)の関係——フランス法——、法経論叢30巻1号、2012、47-75、査読なし
- (6) 白石友行、契約(債務)不履行による損害賠償の基本構想、法律時報84巻9号、2012、86-92、査読なし
- (7) 白石友行、債務不履行による損害賠償の改正に向けた基本問題、三色旗、769号、2012、15-18、査読なし
- (8) 白石友行、契約不履行に基づく損害賠償の理論(3・完)、法学研究、85巻3号、2012、37-99、査読あり
- (9) 白石友行、契約不履行に基づく損害賠償の理論(2)、法学研究、85巻2号、2012、35-84、査読あり
- (10) 白石友行、契約不履行に基づく損害賠償の理論(1)、法学研究、85巻1号、2012、79-139、査読あり

〔学会発表〕(計1件)

- (1) 白石友行、契約不履行に基づく損害賠償の理論、日本私法学会第76回大会、2012年10月14日、法政大学

〔図書〕(計1件)

- (1) 白石友行、信山社、契約不履行法の理論、2013(刊行決定)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

白石 友行 (SHIRAIISHI TOMOYUKI)
三重大学・人文学部・准教授
研究者番号：00571548